

大府市水道法施行細則をここに公布する。

平成25年3月27日

愛知県大府市長

## 大府市規則第9号

### 大府市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(専用水道の確認の申請等)

第3条 法第33条第1項の申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の専用水道布設工事設計確認申請書に添付する工事設計書は、第2号様式によるものとする。

(適合、不適合等の通知)

第4条 法第33条第5項の規定による通知は、専用水道布設工事設計適合通知書（第3号様式）、専用水道布設工事設計不適合通知書（第4号様式）又は専用水道布設工事設計確認不能通知書（第5号様式）によるものとする。

(確認申請書記載事項の変更の届出)

第5条 法第33条第3項の規定による記載事項の変更の届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（第6号様式）によるものとする。

(専用水道の給水開始前の届出)

第6条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出は、専用水道給水開始届（第7号様式）によるものとする。

(水道技術管理者設置の届出等)

第7条 専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、法第34条第1項において準用

する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、設置した日から10日以内に水道技術管理者設置届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、前項の設置届に記載した水道技術管理者を変更したときは、変更した日から10日以内に水道技術管理者変更届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（業務委託の届出等）

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による届出は、業務委託届（第10号様式）によるものとする。

2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による届出は、業務委託契約失効届（第11号様式）によるものとする。

（受託水道業務技術管理者設置の届出等）

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第3項により受託水道業務技術管理者を設置したときは、設置した日から10日以内に受託水道業務技術管理者設置届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 水道管理業務受託者は、前項の設置届に記載した受託水道業務技術管理者を変更したときは、変更した日から10日以内に受託水道業務技術管理者変更届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（専用水道の廃止の届出）

第10条 設置者は、専用水道を廃止したときは、廃止した日から10日以内に専用水道廃止届（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。